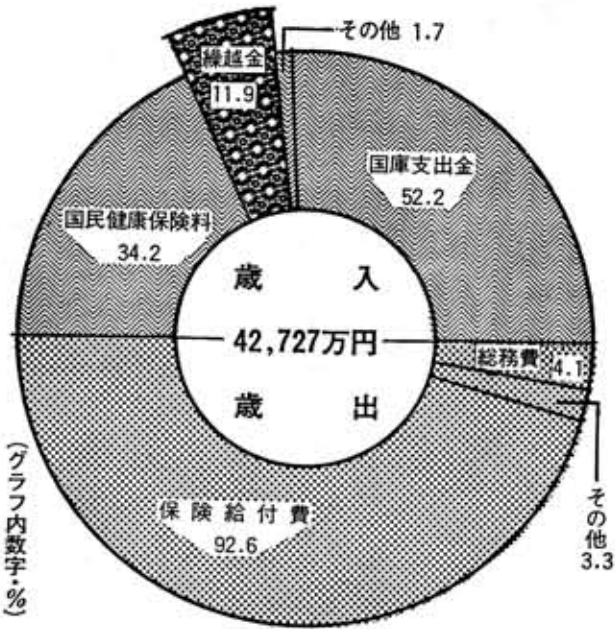


別表一 昭和50年度国保会計  
収支決算見込み



この図表をみると、五十年度は前年度からの繰越金によって一応の収支がととのっています。しかし五十年度はこの繰越金がありませんし、そのうえ医療費も上昇しますので大きな赤字が予想されるわけです。

# 国保の台所は火の車

## 51年度から平均約40パーセントアップへ

農業従事者や自営業の方などが加入されている国民健康保険。その国保の台所が、今、苦しくなっています。医療費の引き上げや受診率のアップなどが、そのおもな原因です。このため、現行の保険料のままでは、赤字になるのは必至で、市は、保険料の改正を余儀なくされています。

### 医療費の上昇

国保会計が苦しいというところですが、まず、その会計がどのようなしくみになっているのか説明して下さい。

答 国保の会計は、過去の医療費の実績からその年の推計を算出し、国の負担金はいくら、保険料の入ってくるのはいくらかと計算して予算をくみます。

この国保会計の中には、医療費のほか、事務経費、保健施設費、また、出産・育児手当、葬祭費(任意給付)などが含まれるわけですが、それぞれには、国の負担金や補助金があります。そのほか、保険料でまかなうこととなります。

みなさんがお医者さんにかかられたとき、その窓口で支払われる医療費の三割以外に、みなさんに負担し

ていただく実際の保険料があるわけですか。

答 具体的にいいますと、その医療費が千円かかったとしますと、

千円(医療費) 三百円(被保険者の窓口支払い) 四百円(国の負担金) 十

三百円(国保会計) という計算になります。

この窓口支払い三百円と国保会計三百円の合計六百円が被保険者の負担で、国保会計三百円というものは、今、問題になって

いる保険料と密接な関係があることとなります。

では、どのような理由から、その会計が苦しくなったのですか。

答 たいだいま説明しましたとおり、医療費と保険料の密接な関係から、医療費が上昇すれば保険料も上昇しなければならぬという計算になります。

医療費は、なぜ上昇するのですか。

答 医療費の上昇には、点数改正と自然増とがあるわけですが、

点数改正は、国の社会保険医療協議会で検討されたものが実施されるのです。

自然増は、被保険者の増加、受診率の上昇、新しい

医療、薬の保険へのくみ入れなどがあるわけですが、受診率は、昭和四十八年五

六パーセント、五十年五六

れ、国保会計の見直しをよ

り際のものにしています。

## やむなく保険料改正に



国保運営協議会が改正案を慎重に審議

では、保険料改正をなぜ昭和五十一年度にしなればならないのですか。

答 現行の保険料は、昭和四十八年四月に改正したもので、現在までの間は、その保険料の伸びが医療費の伸びより若干上まわ

るなど、赤字であったのが昭和五十一年度は、次に説明しますように、国保事業

会計が完全に赤字となるのは必至だからです。

一パーセント見込みと若干上昇しています。これは一年間に被保険者全員が、お年寄りから赤ちゃんまで含めて、五・六回お医者さんにかかったことになりま

す。また、一件当りの診療費用額(入院・入院外・歯

科)も、昭和四十八年四千

八百八十八円、四十九年七

千七百三十三円、五十年九

千七百七十五円(見込み)と上

つてきています。それに被

保険者数が増加しますと、

これらの相乗効果で、医療費が増えることにな

ります。

この医療費は、昭和五十

一年度にも九・一パーセン

ト(見込み)の改正が予定さ

れ、国保会計の見直しをよ

り際のものにしています。

け医療費がかかるとして、

五十年で繰越金をほとんど使いきりたしてしま

## 国民健康保険制度



国民健康保険制度とは、十五年前に国民皆保険制度ということで社会保険などの適用者以外の人たちのために発足させたものです。

その目的は、社会保障と保健の向上を地域の加入者による相互扶助で、

この町村に転出される市町村が行っています。

従って地域保険といっ

ても差し支えありません

被保険者の方が、お医者

さんに診療を受けられま

す。また、その医療費

の三割を窓口で支払われ

るわけですが、残りの七割

を、国の負担金の四割

を、市の国保会計からの

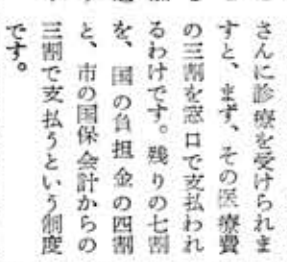
三割で支払うという制度

です。

地域保険ということか

ら、本市ですと、まず向

## ご理解とご協力を



この制度については、単に料率改正だけでなく、制度改善に今後努力して下さい。

答 市としても、国に対

して、現行制度の改善を、

引き続き強く要望してい

ます。

また、被保険者の方々の

保健予防にもいろいろ方

法を考え、予防面の充実を

していきま

す。

みなさんも、この国保の

合所の窮状をご理解の上、

ご協力をお願いします。

付している住民票関係の証

明書(印鑑証明、住民票登

抄本など)を百円に。

## おもな手数料の改正案

手数料の種類	現行	改正案	手数料の種類	現行	改正案
公租公課に関する証明手数料	50円	100円	公簿、公文書の謄本、抄本または図画の謄写手数料	50円	100円
住所、居所に関する証明手数料	50円	100円	外国人登録に関する証明手数料	50円	100円
身分に関する証明手数料	50円	100円	住民基本台帳法に基づく住民票の写しの交付手数料	50円	100円
死産に関する証明手数料	50円	100円	印鑑証明に関する手数料	50円	100円
財産管理人、破産管理人に関する証明手数料	50円	100円	住民基本台帳の閲覧手数料(1世帯) 1世帯を加えることの加算手数料	50円	100円
埋火葬に関する証明手数料	50円	100円	その他に関する証明手数料	50円	100円
土地その他の被害に関する証明手数料	50円	100円			
公簿、公文書または図画の閲覧手数料	50円	100円			



印鑑証明・住民票登抄本など

1通あたりの単価は!

市民課の窓口には、毎日平均二百人の市民がおとすれ、印鑑証明・住民票登抄本など種々の証明書が交付されています。

一体、これらの証明書にどれだけの費用がかかっているのでしょうか。

(1) 印鑑証明書  
印鑑証明書の交付は月明書には約二百二十円もの平均二千三百四十四円、これ市の持ち出しとなっており、要する諸経費は人件費、受給者負担適正化の消耗品費(コピー用紙、申請用紙など)を離れている現状です。

(2) 住民票登抄本  
住民票登抄本の交付は月平均二千二百四十六通、これに要する諸経費は三十七万円あまりで、一通あたり約百六十七円の費用がかかります。

このようにみてくると現在一通五十円の手数料で交付されている諸証付されている諸証付は、平均約二百二十円もの平均二千三百四十四円、これ市の持ち出しとなっており、要する諸経費は人件費、受給者負担適正化の消耗品費(コピー用紙、申請用紙など)を離れている現状です。